

外貨定期預金 商品概要説明書

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

ご契約に際してはこの書面をよくお読みいただき、商品の仕組及びリスク等を十分ご検討の上、ご判断ください。

- ・外貨定期預金は、外国通貨建てのあらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件とする預金です。
- ・外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れ）リスクがあります。

- ・円を外貨にする際（預入時）、および外貨を円にする際（払戻時）には、手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1.50円、1オーストラリアドルあたり2円）がそれぞれかかります（お預け入れ、およびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（払戻時）をそれぞれ適用します）。
- ・したがって、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- ・外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れ）リスクがあります。

1. 商号・住所

株式会社 山形銀行 山形県山形市七日町三丁目1-2

2. 商品の概要

商品名	・外貨定期預金
商品概要	・外国通貨建てのあらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。 ・ステートメント式：通帳または証書は発行いたしません。
預金保険	・外貨定期預金は預金保険の対象外です。
販売対象	・法人、および個人（原則として18歳以上）のお客さま。
期間	(1)通貨と期間 ・米ドル：1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月 ・ユーロ：1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月 ・オーストラリアドル：3ヵ月 特定の日を期日に指定する場合（期日指定）はご相談ください。 (2)満期日における取扱方法 ・自動継続型（元利継続）：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。（100,000通貨単位未満の場合） ・一般型：元利金を満期日以後に一括して払戻します。
満期日（自動継続日）	・期日指定以外では、満期日は原則として預入日の応答日となりますが、当該応答日が本邦銀行休業日の場合は、その翌営業日が満期日となります。当該応答日の翌営業日が月越えとなる場合には、当該営業日の前営業日が満期日となります。 ・預入日が月末営業日の場合、常に月末営業日が満期日となります。

(2024年9月1日現在 Ver.12)

預入 (1)預入方法 (2)最低預入額 (3)預入単位 (4)預入通貨	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入。 ・100 通貨単位。 ・1 補助通貨単位。 ・米ドル、ユーロ、オーストラリアドル。
払戻（解約）方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日（以後）に一括してお支払いいたします。 ・払戻（解約）は口座開設店でのみ可能です。 <p>※自動継続型で、自動継続を希望なさらない場合は、満期日（自動継続日）の前営業日（午後 3 時）までに口座開設店へ書面をもってお申出ください（お申出のない場合は、自動継続させていただきます）。</p>
利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時の金利を満期日まで適用します。 ・満期日（以後）に一括してお支払します。 ・付利単位を 1 通貨単位とした 1 年を 360 日とする日割り計算（補助通貨単位未満切捨）。
税金について	<p>（個人のお客さま）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お受取利息には、源泉分離課税 20%（国税 15%、地方税 5%）の税率が適用されます。外貨預金のお利息はマル優の対象外です。 <p>※2037 年 12 月 31 日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が源泉徴収されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替差益は、雑所得となり確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です（なお、給与を複数の会社から得ていないことが条件となります）。また、為替差損は黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 <p>（法人のお客さま）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お受取利息には、総合課税として国税 15%の税率が適用されます。 <p>※2037 年 12 月 31 日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され国税 15.315%が源泉徴収されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替差益は総合課税となります。 <p>※詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいようお願い申し上げます。</p>
手数料および適用相場	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 ・詳しくは、後記「外貨預金関連手数料等一覧」をご覧ください。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ございません。
満期日前の解約（中途解約）のお取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、中途解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、預入日から中途解約日までの適用金利は、中途解約日における当該通貨建ての外貨普通預金金利となります。 ・また、その場合には市場実勢を基準とした損害金が発生する場合があります。その場合、解約元利金から損害金を差し引いた金額が当初お預け入れの元本金額を下回る（元本割れ）可能性があります。 <p>※損害金の考え方</p> <p>預金契約締結後、当行はお預けいただいた預金を市場運用しているため、中途解約の時点で、この預金と同等の代替契約を市場（外国為替市場）で締結することにより、資金を調達する必要があります。このため、資金調達した場合に必要な費用を市場実勢に基づいて算出し、損害金としてお客さまにご負担いただく場合があります。このように、損害金の算出には中途解約時点での市場実勢相場（金利・為替）を使用するため、お申込み時点でその金額をお示しすることはできませんが、計算式を簡略化してお示すると以下のとおりとなります。</p> <p>【損害金算出の計算式】</p> $\text{預金元金} \times (\text{中途解約時点の市場調達金利} (\text{解約日から満期日までの残存期間相当の市場調達金利}) - \text{預入時点の適用金利}) \times \text{残存日数} \div \text{年日数} - \text{預金元金} \times (\text{預入時点の適用金利} - \text{中途解約時点の外貨普通預金金利}) \times \text{預入日数} \div \text{年日数}$ <p>（市場金利は、外国為替市場などの銀行間レートがベースとなります。）</p>
当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行協会 <p>連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
クーリングオフ	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨定期預金は、いわゆるクーリングオフ（金融商品取引法第 37 条の 6「書面による解除」）の適用はありません。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・為替予約により払戻時の受取円貨額を確定することができます。この場合、この為替予約の取り消しや中途解約はできません。 ・外国為替市場において外国為替取引が行われない場合などには、外貨預金の預け入れや払い戻しに依じられないこともあります。 ・外貨預金申し込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはありません。
お問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭または当行金融市場部（023-623-1221 代表）までお問い合わせください。

（2024 年 9 月 1 日現在 Ver.12）

【外貨預金関連手数料等一覧】

	お預け入れ・お引き出し方法	適用相場・手数料・金利等
お預け入れ	円の現金でのお預け入れ 円預金からのお振替	・円を外貨にする際（預入時）には、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用。 TTS レートには、為替手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1.50 円、1 オーストラリアドルあたり 2 円）が含まれています。
	ご本人の外貨預金からの振替	・ご本人の同一通貨口座間のお振替は、手数料がかかりません。
	外貨送金受取資金によるお預け入れ	・リフティング手数料 外貨額面×0.05%×当日の TTS レート（最低手数料 2,500 円）
お引き出し	円の現金でのお引き出し 円預金へのお振替	・外貨を円にする際（払戻時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用。 TTB レートには、為替手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1.50 円、1 オーストラリアドルあたり 2 円）が含まれています。
	ご本人の外貨預金への振替	・ご本人の同一通貨口座間のお振替は、手数料がかかりません。
	外貨での送金への使用	・リフティング手数料 外貨額面×0.05%×当日の TTS レート（最低手数料 2,500 円） ・外国送金手数料等が、別途必要となります。

- ・上記手数料等には消費税はかかりません。
- ・米ドルの被仕向送金をユーロの外貨預金に入金する場合などのように、ご預金の通貨と異なる外貨との取引にかかる手数料等は、上記のものとは異なります。

(2024 年 9 月 1 日現在 Ver.12)